

ひょうご仕事と生活センター

あなたの会社の

ワーク・ライフ・バランスを応援します！

ひょうご仕事と生活センターは「仕事と生活の調和」の取組を全県的に推進する拠点として、県内企業・団体のWLB（ワーク・ライフ・バランス）の実現推進のため、さまざまな支援を実施しています。



WLB（ワーク・ライフ・バランス）とは

仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながらその一方で、子育てや介護、家庭や地域での生活、自己啓発などといった個々の私生活も充実させるという考え方です



センターの主な事業

ワンストップ相談

ワーク・ライフ・バランスに関する相談や質問を受け付けています。
(面談、電話、メールにて対応)

コーディネーター、コンサルタントの派遣

- コーディネーターやコンサルタントが企業を訪問し、ワーク・ライフ・バランス推進に必要な外部専門家の派遣など最適なサポートを提案します。

社内研修を企画・実施

相談に応じワーク・ライフ・バランス実現に向けた社内の研修や担当者への実践的なアドバイスを行います。

テレワーク・ICT相談

テレワークシステムの構築など、働き方改革の一環としてICT活用のご相談に応じます。

中小企業従業員意識調査

- 現在の職場についての従業員の意識をアンケートにより数値化し、WLBに向けて優先的に取り組むべき課題などを把握することができます。

WLB自己診断

あなたの会社のWLB実現度合を確認することができるWEB上の自己診断システムです。

企業向け助成金（多様な働き方推進支援助成金）については裏面をご覧ください

公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会
ひょうご仕事と生活センター

神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター1F

<https://www.hyogo-wlb.jp/>

TEL 078-381-5277

FAX 078-381-5288

E-mail info@hyogo-wlb.jp

開館 月～金曜 9:00～17:00

(祝休日、年末・年始を除く)



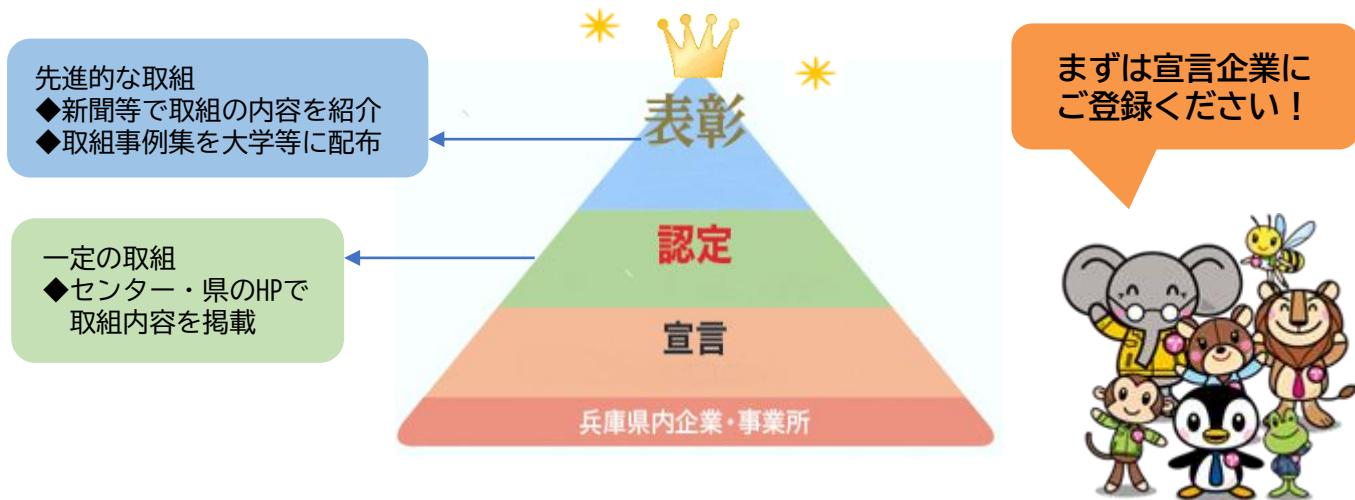
阪神事務所 尼崎市昭和通2-6-68 尼崎市中小企業センタービル6F
姫路事務所 姫路市北条1-98 兵庫県立姫路労働会館1F

TEL 06-6481-1888

TEL 079-288-2603

WLB「宣言→認定→表彰」制度

WLBに取り組む兵庫県内の企業・団体の皆様に登録いただく「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」制度を実施しています。また、宣言企業の中で、一定の効果を収めている企業・団体を「認定」します。さらに、認定企業・団体のうち、特に優れている企業・団体を「表彰」します。



多様な働き方推進支援助成金

いずれの助成金も「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」への事前登録が要件です。

	育児・介護代替要員確保助成コース 休業型・短時間勤務型	働き方改革助成コース	
		環境整備型	テレワーク導入型
事業主規模	企業全体の従業員が300人以下		
	申請に係る事業所の従業員が50人以下(会社法で定義する株式会社は100人以下)	—	
支給対象	従業員の ①育児・介護休業 又は ②育児・介護短時間勤務 に対し、代替要員を新たに雇用	女性・高齢者等の職域拡大や従業員のコミュニケーション活性化することを目的とした職場環境(ハード)の整備	働く人々の多様で柔軟な働き方を推進することを目的とした、テレワーク環境の整備
支給額	①休業型 代替要員の賃金の1/2 ※上限額：月10万円、総額100万円 ②短時間勤務型 勤務時間短縮分の代替要員の賃金の1/2 ※上限額 育児理由：月2万5千円 子が小学3年生まで 介護理由：月10万円、総額100万円	対象経費の1/2(上限200万円) ◇対象事例 ・女性、高齢者等の職域拡大のための専用トイレ、更衣室、手すり設置、託児スペース等 ・職場コミュニケーション活性化のための休憩室	対象経費の1/2(上限200万円) ◇対象事例 ・テレワーク環境整備(パソコンリース料、周辺機器の購入費用) ・コワーキングスペース等の借上料 ・人事・労務管理ソフトの導入費用 ※各事業により上限額あり

支給要件等、詳細はひょうご仕事と生活センターのホームページをご覧ください。



公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会
ひょうご仕事と生活センター

2025年5月発行